

特別栽培農産物における化学合成農薬及び化学肥料の慣行使用基準

福島県特別栽培農産物及びとう精認証基準２（６）アにおける基準は、別紙のとおりとする。

附 則

この基準は、平成１３年１２月１３日より適用する。

附 則

この基準は、平成１６年４月１日以後に生産される特別栽培農産物から適用するものとする。
ただし、平成１６年３月３１日以前に生産された特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成１６年６月１８日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。
ただし、平成１６年６月１７日以前に播種した特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成１６年１２月１４日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。
ただし、平成１６年１２月１３日以前に播種した特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成１７年２月２８日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。
ただし、平成１７年２月２８日以前に播種した特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成１８年２月２２日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。
ただし、平成１８年２月２２日以前に播種した特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成１９年３月２６日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。
ただし、平成１９年３月２６日以前に播種した特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成２０年４月１日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。
ただし、平成２０年４月１日以前に播種した特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成２５年４月１日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。
ただし、平成２５年４月１日以前に播種した特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成２９年４月１日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。
ただし、平成２９年４月１日以前に播種した特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成３０年６月２８日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。
ただし、平成３０年６月２８日以前に播種した特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、令和２年２月２７日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。
ただし、令和２年２月２７日以前に播種した特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、令和６年４月１日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。
ただし、令和６年４月１日以前に播種した特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、令和７年４月１日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。
ただし、令和７年４月１日以前に播種した特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、令和８年４月１日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。
ただし、令和８年４月１日以前に播種した特別栽培農産物について、本基準を適用することは差し支えないものとする。

特別栽培農産物の表示の基準となる化学合成農薬及び化学肥料の慣行使用基準（福島県慣行レベル）

1 穀類

農産物名	地帯・作型	化学肥料の 施肥窒素量 (kg/10a)	化学合成農薬の延べ有効成分使用回数			備 考	
			種子消毒剤及び 育苗期間における 使用回数	本ほにおける 使用回数(作 期当たり)	合 計		
米	移植栽培						
	浜通り・ 中通り平坦	6	5	12	17 (注3)	コシヒカリに準ずる品種(注1)	
		8	5	12	17 (注3)	ひとめぼれに準ずる品種(注1)	
			10	5	12	17 (注3)	天のつぶに準ずる品種(注1)
	会津平坦		6	5	11	16 (注3)	コシヒカリに準ずる品種(注1)
		8	5	11	16 (注3)	ひとめぼれに準ずる品種(注1)	
		10	5	11	16 (注3)	天のつぶに準ずる品種(注1)	
	山間・山沿い (注2)	9	5	12	17 (注3)	ひとめぼれに準ずる品種(注1)	
		12	5	12	17 (注3)	まいひめに準ずる品種(注1)	
		10	5	12	17 (注3)	里山のつぶに準ずる品種(注1)	
	湛水直播栽培						
	浜通り・ 中通り平坦	6	2	15 (注4)	17 (注3)	コシヒカリに準ずる品種(注1)	
		8	2	15 (注4)	17 (注3)	ひとめぼれに準ずる品種(注1)	
			8	2	15 (注4)	17 (注3)	天のつぶに準ずる品種(注1)
	会津平坦		6	2	14 (注4)	16 (注3)	コシヒカリに準ずる品種(注1)
		8	2	14 (注4)	16 (注3)	ひとめぼれに準ずる品種(注1)	
		8	2	14 (注4)	16 (注3)	天のつぶに準ずる品種(注1)	
	山間・山沿い (注2)	9	2	15 (注4)	17 (注3)	ひとめぼれに準ずる品種(注1)	
		12	2	15 (注4)	17 (注3)	まいひめに準ずる品種(注1)	
	乾田直播栽培						
	浜通り・ 中通り平坦	10	2	14	16 (注3)	ひとめぼれに準ずる品種(注1)	
		10	2	14	16 (注3)	天のつぶに準ずる品種(注1)	
		会津平坦	10	2	13	15 (注3)	ひとめぼれに準ずる品種(注1)
			10	2	13	15 (注3)	天のつぶに準ずる品種(注1)
麦類	浜通り、中通り、会津平坦 (積雪期間90日未満の地域)(注5)	13	2	7	9	きぬあずまに準ずる品種等	
		14	2	7	9	さとのそらに準ずる品種等	
		19	2	7	9	夏黄金に準ずる品種等	
		20	2	7	9	ゆきちからに準ずる品種等	
	会津の山間・山沿い (積雪期間90日以上地域)(注5)	13	2	8	10	きぬあずまに準ずる品種等	
		20	2	8	10	ゆきちからに準ずる品種等	
大豆	全域	8	2	9	11		
そば	全域	2	0	0	0		
小豆	全域	3	0	5	5		
エゴマ	全域	3	0	0	0		
紅花いんげん	全域	6	0	4	4	(露地)	
ナタネ	全域	14	0	0	0		
ラッカセイ	全域	5	1	8	9		

(注1) コシヒカリ、ひとめぼれ、天のつぶ、里山のつぶ、まいひめに準ずる品種は別表1に示すとおりとする。

(注2) 米における山間・山沿い地帯は別表2に示すとおりとする。

(注3) 米におけるカメムシ多発地域、ニカメイチュウ多発地域、イネヒメハモグリバエ多発地域、イネツトムシ多発地域については別表3から6に示すとおりとし、該当する地域の場合は「化学合成農薬の延べ有効成分使用回数」の合計に1を加える(複数の地域に該当する場合は、それぞれにつき1を加える)ものとする。

(注4) コーティング作業時の苗立安定のための化学合成農薬使用回数(2回)を含む。

(注5) 麦類の積雪期間90日未満の地域は別表7に示すとおりとする。

2 野菜Ⅰ（化学合成農薬使用回数を算定する際、30日当たりの使用回数の定めがあるもの）

農産物名	地帯・作型	化学肥料の 施肥窒素量 (kg/10a)	化学合成農薬の延べ有効成分使用回数					備 考
			種子消毒剤及び 育苗期間におけ る使用回数	本ぼにおける使用回数 （作期当たり）			合計	
				殺菌剤・殺虫剤 （30日当たり）	除草剤 （作期当た り）	合計		
きゅうり	夏秋	57	6	11	2 ^{（注6）}	（算出1）	（算出2）	（露地・雨よけ栽培）
	促成	40	6	6	2 ^{（注6）}	（算出1）	（算出2）	（ハウス）
	半促成	40	6	6	2 ^{（注6）}	（算出1）	（算出2）	（ハウス）
	抑制	25	6	9	2 ^{（注6）}	（算出1）	（算出2）	（ハウス）
トマト	夏秋	37	7	5	3 ^{（注7）}	（算出1）	（算出2）	（露地・雨よけ栽培）
	促成	41	7	4	3 ^{（注7）}	（算出1）	（算出2）	（ハウス）
	抑制	20	5	7	3 ^{（注7）}	（算出1）	（算出2）	（ハウス）
ミニトマト	夏秋	40	7	4	3 ^{（注7）}	（算出1）	（算出2）	（露地・雨よけ栽培）
	促成	40	7	4	3 ^{（注7）}	（算出1）	（算出2）	（ハウス）
いちご	促成	22	20	4	2 ^{（注6）}	（算出1）	（算出2）	（ハウス）
	半促成	23	20	4	2 ^{（注6）}	（算出1）	（算出2）	（ハウス）
さやいんげん		30	4	4	1	（算出1）	（算出2）	（露地・雨よけ栽培、ハウス）
ピーマン （カラーピーマン含む）	夏秋	35	6	4	1	（算出1）	（算出2）	（露地・雨よけ栽培）
なす	夏秋	46	6	5	2 ^{（注8）}	（算出1）	（算出2）	（露地・雨よけ栽培）
かぼちゃ		17	3	3	1	（算出1）	（算出2）	（露地）
オオバ	施設・夏秋	20	2	7	－	（算出1）	（算出2）	（ハウス）
	施設・秋冬	15	2	6	－	（算出1）	（算出2）	（ハウス）
ニガウリ（ゴーヤ）	露地	45	0	4	2 ^{（注6）}	（算出1）	（算出2）	（露地）

（算出1） 殺菌剤・殺虫剤の30日当たり使用回数に栽培月数を掛け、除草剤の欄の使用回数を加えた回数

（算出2） 種子消毒及び育苗期間の化学合成農薬延べ有効成分使用回数に、（算出1）を加えた回数

（注6） 内訳は除草剤1回、土壌消毒剤1回

（注7） 内訳は除草剤1回、土壌消毒剤1回、植物調整剤1回

（注8） 内訳は除草剤1回、植物調整剤1回

3 野菜Ⅱ（野菜Ⅰ以外のもの）

農産物名	地帯・作型		化学肥料の 施肥窒素量 (kg/10a)	化学合成農薬の延べ有効成分使用回数			備 考
				種子消毒剤及び 育苗期間におけ る使用回数	本ぼにおける 使用回数 （作期当たり）	合 計	
だいこん	夏どり		15	1	11	12	（露地）
	秋冬どり		17	1	7	8	（露地）
キャベツ	夏秋どり		25	4	10	14	（露地）
	秋冬どり		21	4	11	15	（露地）
ブロッコリー	初夏どり		20	3	6	9	（露地）
	秋冬どり		18	4	7	11	（露地）
はくさい			22	2	9	11	（露地）
こかぶ			14	2	5	7	（ハウス）
にら	夏どり	初年度	48	5	14	19	（露地）
		2年目以降	22	0	13	13	
	秋冬どり	初年度	40	5	25	30	（ハウス）
		2年目以降	28	0	24	24	
ほうれんそう			20	1	5	6	（露地・ハウス）
しゅんぎく	抜きとり		20	3	5	8	（露地・ハウス）
	摘みとり		30	3	7	10	（露地・ハウス）
アスパラガス	露地		50	3	17	20	（露地）
	露地二期どり		57	3	20	23	（露地）
	ハウス二期どり（半促成夏秋）		65	3	23	26	（ハウス）
	伏せ込み促成		50	3	14	17	（ハウス） ※注 本ぼ：本ぼ＋ハウス
ねぎ（注1）			32	4 ^{（7）}	20	24 ^{（27）}	（露地）
結球レタス			17	1	9	10	（露地）
グリーンピース			40	2	14	16	（露地）
さやえんどう（スナッ エンドウを含む）	直播栽培		18	2	14	16	（露地）
未成熟そらまめ			12	2	7	9	（露地）

たまねぎ		20	3	17	20	(露地)
みずな		13	0	4	4	(露地・ハウス)
未成熟とうもろこし		30	3	7	10	(露地)
えだまめ		8	0	13	13	(露地)
あさつき		44	0	6	6	(露地・ハウス)
うど	軟化栽培(伏せ込み)	20	0	8	8	(露地)
ごぼう		20	1	6	7	(露地)
にんじん		26	3	5	8	(露地)
ばれいしょ		16	1	6	7	(露地)
さといも		18	0	3	3	(露地)
ながいも(じねんじょを含む)		30	0	13	13	(露地)
オクラ		25	0	8	8	(露地・雨よけ栽培)
ヤーコン		20	0	0	0	(露地)
なばな類	(オータムボエム、くきたちな、こうさいたい、さいしん、つぼみな、なばな等)	12	0	3	3	(露地・ハウス)
コマツナ		13	0	3	3	(露地・ハウス)
ニンニク		25	0	8	8	(露地)
さつまいも		3	0	8	8	(露地)

(注1) ねぎの育苗期間における農業使用回数は、秋まき作型についてのみ()内の回数を適用する。

4 果樹

農産物名	地帯・作型	化学肥料の 施肥窒素量 (kg/10a)	化学合成農薬の延べ有効成分使用回数			備 考
			種子消毒剤及び育苗期間における使用回数	本ほにおける使用回数(作期当たり)	合 計	
もも	早生種	12	—	30	30	暁星等
	中～晩生種	18	—	37	37	あかつき、ゆうぞら等
りんご	全域	8	—	42	42	ふじ等
日本なし	全域	25	—	40	40	幸水等
西洋なし	早～中生種	14	—	36	36	ラ・フランス等
	晩生種	14	—	39	39	ル・レクチェ等
かき	全域	11	—	11	11	蜂屋、平核無、会津身不知等
ぶどう	全域	6	—	26	26	巨峰等
おうとう	全域	12	—	19	19	
すもも	全域	15	—	19	19	
イチジク	全域	20	—	14	14	
キウイフルーツ	全域	20	—	7	7	
ウメ	全域	15	—	9	9	露地
ブルーベリー	全域	9	—	4	4	
ネクタリン	全域	18	—	24	24	

別表1 米の品種区分

平坦部	コシヒカリに準ずる品種	コシヒカリ、福乃香、福笑い等
平坦部	ひとめぼれに準ずる品種	ひとめぼれ、あきたこまち、こがねもち、五百万石、夢の香等
平坦部	天のつぶに準ずる品種	天のつぶ等
山間・山沿い	ひとめぼれに準ずる品種	ひとめぼれ、あきたこまち、チヨニシキ、こがねもち、ヒメノモチ、あぶくまもち、夢の香等
山間・山沿い	里山のつぶに準ずる品種	里山のつぶ等
山間・山沿い	まいひめに準ずる品種	まいひめ等

別表2 米における山間・山沿い地帯

地方・地域	市町村	大 字
浜通り	相馬市	玉野
	いわき市	川前町、三和町、田人町、遠野町
	川内村	全域
	浪江町	羽附、津島、下津島、南津島上、南津島下、赤宇木、大屋、手七郎
	葛尾村	全域
	飯館村	全域
中通り	伊達市	霊山町(大石、石田)
	川俣町	山木屋
	二本松市	岩代町(田沢、茂原、西新殿、東新殿、杉沢、百目木)、東和町(戸沢、針道)
	郡山市	田母神、湖南町
	須賀川市	東山、小倉、上山田、大栗、狸森
	天栄村	湯本、田良尾
	石川町	板橋、北山形、南山形、北山、中田、山形、母畑
	玉川村	北須釜、南須釜、山小屋、山新田、四辻新田
	平田村	全域
	浅川町	山白石、畑田、大草
	古殿町	全域
	田村市	全域
	三春町	全域
	小野町	全域
	白河市	旧大信村(隈戸)
	西郷村	全域
	鮫川村	全域
会津	会津若松市	湊町、河東町八田
	喜多方市	旧熱塩加納村、旧山都町、旧高郷村
	北塩原村	全域
	西会津町	全域
	猪苗代町	全域
	磐梯町	更科
	柳津町	全域
	三島町	全域
	金山町	全域
	昭和村	全域
	下郷町	全域
	只見町	全域
	南会津町	全域

別表3 米カメムシ類の多発地域

地方・地域	市 町 村
浜通り	全市町村
中通り	阿武隈地域 田村市、川俣町、石川町、古殿町、浅川町、平田村
	県南地域 鮫川村、棚倉町、塙町、矢祭町
会津	山間・山沿い 南会津町(旧田島町を除く)、金山町、昭和村

別表4 ニカメイチュウの多発地域

地方・地域	市 町 村
中通り	伊達市、桑折町、国見町

別表5 米の直播栽培におけるイネヒメハモグリバエの多発地域

地方・地域	市 町 村
浜通り	全市町村
中通り	郡山市(湖南)、白河市(旧東村を除く全域)、天栄村、西郷村
会津	会津若松市(湊町)、磐梯町、猪苗代町、下郷町、只見町、南会津町、昭和村

別表6 イネツトムシの多発地域

地方・地域	
浜通り	全市町村

別表7 麦類における積雪期間90日未満の地域

地方・地域	市 町 村
浜通り	全市町村
中通り	全市町村（郡山市湖南、天栄村を除く）
会津	会津若松市（湊町、河東町八田を除く）、喜多方市（旧喜多方市全域、旧熱塩加納村（加納、山田、米岡、宮川、相田）、旧塩川町、旧高郷村）、北塩原村（北山、関屋、下吉）、湯川村、会津坂下町、会津美里町